

第4回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成12年5月31日(水)午前10時00分～午前11時45分

場 所 生駒市役所 403・404会議室

出席者

委 員 下村敏博、風間規男、窪田博、津村貴一、日高容子、前場トモ子、松川春彦、森董、森田美智子

実施機関職員 都市計画課長・清家衛、同課計画係長・安達博臣、同係員・谷英也

事務局 総務部長・窪田勝博、文書課長・嶋司芳正、情報公開室長・川崎寿彦、同室情報公開係長・石畑欽一

配付資料

- 1 レジユメ
- 2 委員名簿
- 3 諮問書一式(諮問個第2号)
- 4 諮問案件関係書類(パーソントリップ調査実施に伴う個人情報の外部提供について)
- 5 平成11年度生駒市の情報公開・個人情報保護制度 運用状況報告書
- 6 平成12年度情報公開制度に係る開示請求等内容一覧

議 題

- 1 委員の紹介
- 2 会長・副会長の選出について
- 3 諮問個第2号 個人情報の外部提供について
 - (1) 実施機関説明
 - (2) 質疑

(3) 審議

4 平成 11 年度情報公開及び個人情報保護制度運用状況について

5 その他

審議内容

1 委員の紹介

事務局から委員の紹介があった。

2 会長・副会長の選出について

〔結論〕

会長に下村委員を、副会長に風間委員を選出した。

〔審議経緯〕

会長について

両制度を熟知され、また、昨年度まで会長として本運営審議会の議事運営を取りまとめていただいていた下村委員に会長をお願いするのがよい。

副会長について

両制度を熟知され、また、昨年度まで下村会長とともに本運営審議会の議事運営を取りまとめていただいていた風間委員に副会長をお願いするのがよい。

3 諮問個第 2 号 個人情報の外部提供について

〔結論〕

個人情報を提供することについては、次の意見を付して適当なものと認める。

「調査員への守秘義務についての指導の徹底等、資質の向上に努めること及び調査対象者に調査への協力は任意である旨を周知することを要望する。」

提供した個人情報の本人への通知は要しないものと認める。

答申の詳細については会長、副会長に一任する。

〔審議経緯〕

(1) 実施機関説明

所管課である都市整備部都市計画課の職員から、本件についての詳細説明があった。

(2) 質疑

次のような質疑があった。

Q . 国籍はなぜ必要か。

A . 調査票をそれぞれの国の言語で作成し、配布するため、必要である。

Q . お願いはがきを送った時点で拒否者が多数出た場合に、新たに抽出して追加提供することはあるのか。

A . 現段階では追加提供についての依頼などは受けておらず想定はしていない。ただ、拒否者があまりにも多く、本調査の目的達成に支障があるような場合は、別途依頼を受けた上で、提供することはあり得る。

Q . 「京阪神都市圏交通計画協議会」といった公共的とはいえ任意で設立された団体に対してどこまで提供できると考えているのか。

A . 同協議会は、建設省、運輸省、国土庁、京阪神都市圏の府県、政令指定都市、日本道路公団、阪神高速道路公団及び都市基盤整備公団から構成された団体で、広域的な検討・対策が必要な都市交通体系のあり方を検討する目的で設立されており、非常に公益性の高い団体と認識している。

今回行う調査の主体は、同協議会の構成員である各自治体であり、本市の場合は奈良県が実施することになる。そして、提供した個人情報は奈良県で使用され調査結果を取りまとめた集計結果のみが同協議会に報

告されるもので、個人情報そのものは同協議会には送られず奈良県の中で留まることになる。

Q . 多角型の都市圏とはどういった意味合いか。

A . 関東のような放射線状で構成された都市圏ではなく、大阪、神戸、京都といった核となる都市が複数ある様な都市圏のことだと認識している。

Q . 調査員は、どのような方がなされるのか。

A . 前回の調査では、主婦や学生が多かった。

Q . 密封提出など、調査票内容が分からない様にすることはできるのか。

A . 調査票を回収する際に、記入漏れ等の確認を行うため、そういった方法はとれない。

Q . 調査は委託により実施されるが、その際の個人情報の保護措置は。

A . 委託契約を締結される際に、本市が定めている個人情報の委託契約の際の措置基準に準じた扱いをしていただくよう要請する。

Q . 抽出の方法は。

A . 無作為抽出で行うが、具体的には住民基本台帳で無作為の1世帯を抽出し、そこから例えば25番目を順次抽出するといった方法になる。25番目というのはそうすればおおむね4%になるため、これは抽出割合によって変わる。

(3) 審議

次のような意見があった。

どのような措置を講じてもプライバシーの100%の保護はあり得ないが、そういった危険性と目的とのバランスを考慮する必要がある。判断の基準としては、提供先がどこか、提供先の個人情報の管理・運用が適正に行われるか、目的に公益性があるか、ことさらに個人の権利利益

を侵害することはないか、別の方法によることが可能かといったことがある。

目的としては公共性があると考えられる。

調査への協力は任意であり、自らの意思によって拒否もできることを周知する必要がある。

国際化の時代であり、行政が施策を検討するときには外国人の意見や実状も考慮することは必要ではあるが、外国人の方はこういったアンケート調査になれていない方が多いので十分な配慮が必要である。

現場で作業を行う調査員の資質の向上を図っていただきたい。

調査員は、公務員ではなく守秘義務もないことから例えば宣誓書の提出を求めるなど、秘密を守る意識を徹底する必要がある。

質疑応答の内容から、提供することについてはおおむね認めてよいのではないかと。

こういった事案で難しいのは、最初に提供する情報は基本的な事柄だけであっても、その処理過程でアンケート結果などの新たな個人情報が生まれてくることになり、その個人情報の保護まで考えなければならないという二重構造になっていることである。そういったときに調査員の資質といったことが重要になってくる。

このパーソントリップ調査のような事案では、なるべく広域に綿密に行った方がデータの精度も向上するが、そこで生駒市が拒否したときの精度の低下が懸念される。個人情報を保護するための注文を付けた上で認めてもよいのではないかと。

本人への通知については、調査票が本人に配布されることから別途通知する必要はないのではないかと。

4 平成11年度情報公開及び個人情報保護制度運用状況について

事務局から、平成 11 年度の情報公開及び個人情報保護制度の運用状況と、平成 12 年度の状況についての説明があった。

5 その他

情報公開条例の運用において、公共工事の入札予定価格、設計金額については当初不開示としていたが、昨年度から事後公表を、本年度からは事前公表を行うことに変更したとの報告があった。

答申文について、会長及び副会長に詳細をつめていただいた上で各委員に送付する。

会議録については、「案」が出来次第送付させていただくので、お目通しいただきたい。